

退職金規程

(適用の範囲)

第1条 この規程は、就業規則に基づき職員の退職金について定めたものである。

2. この規程による退職金制度は、HIFに雇用され勤務するすべての職員に適用する。

但し、勤続年数3年未満の者又は定時職員については本規程を適用しない。

(支給額その1)

第2条 職員が次の事由により退職する場合は、別表1に定める勤続年数別のポイント累積数値に10,000円を乗じた金額を算出し、さらに別表2に定める勤続年数別の支給率を乗じて算定した金額を支給する。

別表1 勤続年数 (ポイント数:1年当)

勤続年数	ポイント数	勤続年数	ポイント数
3年以上5年未満	10	20年以上25年未満	35
5年以上10年未満	20	25年以上30年未満	35
10年以上15年未満	30	30年以上35年未満	30
15年以上20年未満	35	35年以上	20

別表2

満勤続年数	支給率	満勤続年数	支給率	満勤続年数	支給率
3年	50%	13年	66%	23年	86%
4年	52%	14年	68%	24年	88%
5年	55%	15年	70%	25年	90%
6年	56%	16年	72%	26年	92%
7年	57%	17年	74%	27年	94%
8年	58%	18年	76%	28年	96%
9年	59%	19年	78%	29年	98%
10年	60%	20年	80%	30年	100%
11年	62%	21年	82%	31年以上	100%
12年	64%	22年	84%		

(支給額その2)

第3条 職員が自己の都合で退職した場合は、基本退職金額に勤続年数に応じた次の率を乗じて算定した金額を支給する。

勤続年数3年未満	0%
3年以上5年未満の者	40%

5年以上10年未満の者	50%
10年以上の者	70%

(退職金の不支給・減額)

第4条 次に該当する者については、退職金を支給しない。但し、事情により第2条及び第3条により算出した退職金を減額して支給することがある。

- (1) 就業規則に定める懲戒規程に基づき懲戒解雇された者
- (2) 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

2. 退職金の支給後に前項第1号、第2号に規定する事由が発見された場合、HIFは支給した退職金の返還を求めることができる。

(勤続年数の算出)

第5条 勤続年数は入所日から起算し、退職の日までとする。

(金額の端数計算)

第6条 退職金の最終計算において、円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

(支払の時期及び方法)

第7条 退職金の支給は、退職又は解雇の日から180日以内にその金額を通貨で支払う。但し、職員の同意がある時は金融機関の本人名義の預金口座に振り込むことによって支払うこととする。

(退職慰労金)

第8条 在籍中に勤務成績が優秀であった者、及び特に功労のあった者に対しては退職慰労金を支給することがある。退職慰労金の額については代表理事が定める。

(受給権者)

第9条 職員が死亡した場合の退職金又は退職慰労金は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

2. 前項の遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条の定めるところを準用する。

(附 則) この規程は、2015年10月1日から適用する。